

## 菊池広域連合工事等入札参加資格有資格者の指名停止措置について

### 1 指名停止を受けた業者

商号 株式会社 テクネ

所在地 福岡県福岡市博多区麦野一丁目13番6号

代表者 代表取締役 原 崇

### 2 指名停止措置の期間

令和6年5月20日から令和6年11月19日まで（6箇月間）

### 3 事実の概要

株式会社テクネは、令和5年度契約「令5菊広連環衛工第4号 クリーンセンター花房設備機器（造粒機及び1次発酵槽内部（1槽）点検調査）整備工事」について、正当な理由なく施行計画書を提出せず契約解除に至った。

### 4 指名停止措置の理由

上記事実が「菊池広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号（契約違反等）及び別表第2第9号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

#### 指名停止等の措置要領 別表第1第4号及び別表第2第9号

措置要件	期間
(契約違反等) 4 広域連合工事等の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか契約に違反し、広域連合工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、広域連合工事等の契約相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

#### (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期および長期とする。

※上記期間中、上記業者への業務発注（原則、随意契約を含む）することが出来ません。